

## 令和3年度 事前評価書

計画概要	事業名：県央広域工業用水道事業		事業者名：茨城県	
	給水区域 ひたちなか市，常陸大宮市，東海村，水戸市，那珂市，笠間市，茨城町		給水開始（予定）年月日 （一部給水開始年月日） 令和13年4月1日 （平成13年10月1日）	
	計画給水量 62,000 m <sup>3</sup> /日		現行給水能力 46,000 m <sup>3</sup> /日	
	契約給水量 37,720 m <sup>3</sup> /日		契約率 82%	実給水量 22,488 m <sup>3</sup> /日
	地域区分	地盤沈下・ <b>基盤整備</b>	四大・新産・工特	<b>その他</b>
	工期 平成7年～令和12年			
水源・予算規模	水源	取水量	配水区分	浄水配水
	霞ヶ浦導水	0.772 m <sup>3</sup> /S	現行料金	56.0 円/m <sup>3</sup>
			予定料金	56.0 円/m <sup>3</sup>
	総事業費 補助対象事業費 補助金総額 令和4年度要求補助金額 補助率	25,486,390千円 15,409,991千円 4,622,997千円 94,713千円 30%	資金計画構成 国庫補助金 一般会計 地方債 その他	30.0% 0% 0% 70.0%
事業目的及び事業概要	<p>本事業の給水区域は茨城県の中央部に位置し、ひたちなか市等の工場群を中心に産業の発展を続けてきた地域である。また、当地域では、重要港湾茨城港を中心とした常陸那珂開発や、常磐自動車道、東関東自動車道及び北関東自動車道等の交通網の整備等を背景とした新たな工業開発が進められてきた。</p> <p>このため、茨城県では、県央地域の工業団地等に立地する企業に、62,000m<sup>3</sup>/日の工業用水を給水することを目的に、平成7年度に建設に着手したものである。</p> <p>本事業は、平成13年10月から給水を開始しているが、水源は、現在国土交通省が建設中である霞ヶ浦導水事業に全量を依存するものとなっており、現在は暫定的な水源により運営している。安定的な水源の確保のために、霞ヶ浦導水事業に共同参画し、建設負担金を負担中の状況である。</p> <p>補助金申請については、霞ヶ浦導水事業の事業計画変更に伴う負担率の変更があり、過年度調整により平成15年度以降は負担金を支出していないこと及び霞ヶ浦導水事業について関係漁協から訴訟を受けたことによる事業中断により、補助金の申請も中断している。</p> <p>霞ヶ浦導水事業の訴訟問題による事業中断については、平成30年4月27日に和解となったため、令和4年度から事業が再開し負担金が発生することを見込んで、補助金申請を再開する。</p>			
地下水保全（地下水転換を含む）の必要性	<p>a) 工業用水法における指定地域へ給水する事業                  b) 工業用水法以外の法律・条令等により、地下水の取水が規制される地域へ給水する事業                  [関連する法律等の名称：]                  c) その他 [基盤整備事業のためなし]</p>			
事業着手の緊急性	<p>【建設事業】                  a) 既に着工している [着工：平成7年4月]                  b) 給水の要望があり、早急に事業を着手しなければならない [給水開始：平成 年 月]                  c) 工業団地の分譲開始に向け、早急に事業を着手しなければならない [分譲開始：平成 年 月]                  d) その他 [ ]</p>			

	<p>【改築事業】</p> <p>a)漏水事故により、公共施設、住宅等に被害を及ぼした</p> <p>b)工業用水道施設に係る事故、トラブルにより給水先に被害を及ぼした</p> <p>c)大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域内に施設がある</p> <p>d)原水の悪化により支障が生じている</p> <p>e)川床変動により取水に支障が生じている</p> <p>f)その他 [ ]</p>		
事業を実施した場合の費用対効果分析	費用便益比：1.52		
	評価の対象とする便益項目： <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業用水の調達コスト削減便益</li> <li>・量的調達リスク削減便益</li> <li>・質的調達リスク削減便益</li> </ul>		
	費用便益比の算定に含まれていないその他の特別な事情	地域振興と計画との関連性	施策名、指定地域及び関連する法律、条例 施策名：無 指定地域：無 関連する法律等の名称：無 その他の特別な事情：無
評価結果			
工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、補助金の交付を休止している事業に対して、再度補助金を交付する条件である費用便益比が1.5以上であることを満たしており、本事業は補助対象として妥当であると判断されるため、新規に予算要求する。			